

あすか

Asuka

悠久の時の流れと共に育まれた
自然と文化がいきづく大和、
世界に誇る歴史、
遺産を次代に引継ぐことが
私達の使命です。



安全認定

安全性優良事業所

国土交通大臣指定

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



社団法人 奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)
総務課／FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課／FAX.0743-56-2228

<http://narata.or.jp>

社団法人 奈良県トラック協会は平城遷都1300年祭を応援しています。

飲酒運転の根絶!



飲酒運転は
絶対にしない、
させない。

飲酒運転には厳しい処分が!

酒酔い運転

無条件で……

35点

免許取消し

(欠格期間3年)

酒気帯び運転

呼気中アルコール濃度
0.25 mg / ℥以上

25点

免許取消し

(欠格期間2年)

呼気中アルコール濃度
0.15 mg / ℥以上 0.25 mg / ℥未満

13点

免許停止

(90日)

欠格期間の上限は10年!

酒酔い運転をした場合 3年

さらに 死亡事故を起こした場合 7年

さらに ひき逃げをした場合 10年

※) 前歴及びその他の累積点数がない場合

※) 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

運転者にも運転者以外にも厳しい罰則が!

	運転者	車両の提供者	酒類の提供者 車両の同乗者
酒酔い 運 転	5年以下 の懲役 又は 100万円 以下の罰金	5年以下 の懲役 又は 100万円 以下の罰金	3年以下 の懲役 又は 50万円 以下の罰金
酒気帯び 運 転	3年以下 の懲役 又は 50万円 以下の罰金	3年以下 の懲役 又は 50万円 以下の罰金	2年以下 の懲役 又は 30万円 以下の罰金

「アルコール検知器の使用」等義務化!

平成23年4月1日施行

飲酒運転防止対策

飲酒運転が → 事業者に及ぼす影響

～事業停止・信用失墜・経営破綻～

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。万一、ドライバーが飲酒運転をし、それを会社が容認していた場合や飲酒運転による事故を起こした場合、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合などは、事業停止や自動車使用禁止等の厳しい処分を受けることになり、社会的な信用も失墜して、経営に重大な影響を及ぼします。

飲酒運転に対する行政処分

事業者が飲酒運転等を下命・容認した場合	違反事業所に対して 14日間の事業停止	
事業者が飲酒運転等を伴う重大事故に係る指導監督義務違反の場合	違反事業所に対して 7日間の事業停止	
事業者が飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合	違反事業所に対して 3日間の事業停止	
運転者が飲酒運転を引き起こした場合	初違反 100日車 再違反 300日車	



飲酒運転の下命・容認と刑事処分

道路交通法第75条において、自動車の使用者（事業者等）や自動車の運行の管理を行う者（運行管理者等）は、飲酒運転や過労運転、過積載運転等を下命・容認してはならないと定められています。

これに違反した場合には、下命・容認した事業者等や運行管理者等が懲役等の刑事処分を受けます。

飲酒運転が→ドライバーに及ぼす影響

～懲役・失業・生活崩壊～

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は、懲役などの厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。



飲酒運転に対する罰則

■ 事故を起こさなくても違反だけで		※ 下記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。		
酒酔い運転	5年以下 の懲役 又は 100万円以下 の罰金		違反点数 35点	免許取消 3年間は免許が取得できない
酒気帯び運転	3年以下 の懲役 又は 50万円以下 の罰金	呼気1ℓにつき アルコール濃度が 0.25mg以上	違反点数 25点	免許取消 2年間は免許が取得できない
		呼気1ℓにつき アルコール濃度が 0.15mg以上0.25mg未満	違反点数 13点	免許停止 90日

■ 飲酒運転で人身事故を起こすと			
危険運転致死傷罪 酒酔い運転により死傷事故を起こして 危険運転致死傷罪が適用されると	死亡事故	1年以上20年以下の懲役	
	負傷事故	15年以下の懲役	
自動車運転過失致死傷罪 危険運転致死傷罪が適用されなくとも、 自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると		7年以下の懲役もしくは禁錮 又は 100万円以下の罰金	

社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

■ 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

就業規則	
(目的)	
第1条 この就業規則は、○○運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。	中略
(解雇)	
第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、論旨解雇または懲戒解雇とする。	
1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。 (以下、略)	

懲戒処分の規定制定上の留意点

- 労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- 懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

■ 懲罰委員会等で審議した上で処分を決定するケース

交通事故処理規程	
(目的)	
第1条 この規程は、○○物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。	中略
(悪質違反に対する措置)	
第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。	

飲酒運転防止対策の基本

～管理体制の強化と指導・啓発活動の推進～

管理体制の強化



飲酒状況等の実態把握

- 管理者による個別面談やドライバーからの申し出、健康診断結果等により、ドライバーの飲酒実態を把握する。
- ドライバー本人の了解に基づく年1回の運転記録証明書の取得により、飲酒運転歴を把握する。

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無についてのドライバーによる申し出を徹底する。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- 点呼内容(顔色、臭い、応答等目視確認)を充実・強化する。
- 点呼の執行体制を強化する。



社内処分の強化

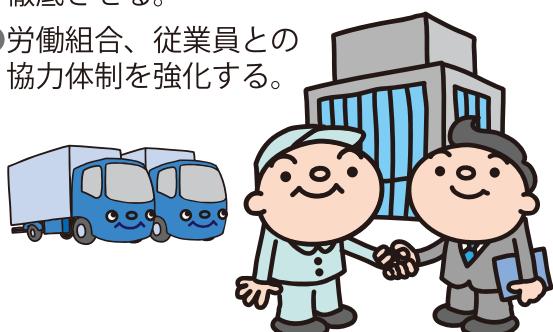
- 酒気帯びが確認されたドライバーに対しては乗務禁止を命じる。
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合は、厳正な処分を行う。
- 飲酒運転に対する社内の懲戒規定の制定や見直しを行い、処分を強化する。

指導・啓発活動の推進



従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
 - 飲酒が運転に及ぼす影響
 - 飲酒運転に対する罰則・処分
- 勤務時間前8時間の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。
- 酒気を帯びた状態にあるときの申し出を徹底させる。
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する。



家庭への啓発広報

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家庭に要請する。



飲酒運転防止対策等専門機関の活用

- ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用し、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる。

飲酒運転防止対策のすすめ方

～アルコール検知器の使用の徹底～

● 点呼の実施とアルコール検知器の使用

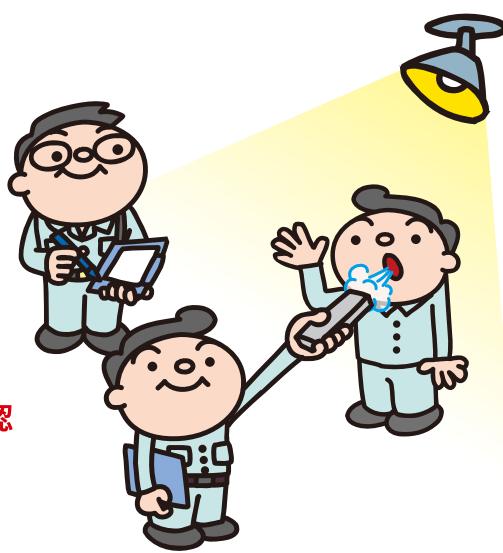
点呼執行体制の強化

- 運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- 点呼執行場所の照明等の環境の改善

乗務開始前の点呼

対面点呼の場合

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）



酒気が確認された者の乗務禁止

- 「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度 0.15mg/l であるか否かを問わない。



乗務終了後の点呼

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認



酒気が確認された者への 社内規定に基づく厳正な処分

● アルコール検知器の設置

- 営業所ごとにアルコール検知器を設置する。
 - 対面点呼ができない場合等に備えて、必要に応じて携帯型アルコール検知器を備え置くか、又は事業用自動車に設置する。
 - アルコール検知器は、呼気中のアルコールの有無や濃度を検知し、警告音、警告灯、数値等で示すものを備え付ける。
- * アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む。

● アルコール検知器の保守管理

アルコール検知器を常に正常に維持し故障等のないよう保守管理するために次のことを実施する。

● 毎日確認する事項

- アルコール検知器の電源が確実に入ること。
- アルコール検知器に損傷がないこと。

● 少なくとも1週間に1回は確認する事項

- 確実に酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
 - アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものを口内に吹きかけてアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
- * アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、上記の事項のいずれも運転者の出発前に行う。



～ドライバーへの啓発広報活動～

● 勤務時間前8時間の飲酒の禁止

体内に入ったアルコールはすぐには消えません。一般に、体重60kgの人が500mlの缶ビールを飲んだ場合、アルコールが消えるまでには3～4時間はかかるといわれています。例えば、3本の缶ビールを飲んだ場合には、8時間が経過してもアルコールは消えないことになります。

したがって、飲酒後8時間が経過すればアルコール血中濃度が必ずしも平常値に戻るわけではありません。また、アルコールが消えるまでの時間については個人差も大きく、年令や体質、そのときの体調や飲酒量などにより大きく左右されますから、その点をドライバーにしっかりと認識させる必要があります。



● 酒気帯びの有無等の申し出

貨物自動車運送事業法輸送安全規則第17条の「運転者の遵守事項」において、「酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者に申し出ること」と定められています。

したがって、点呼時等に、飲酒の有無や、飲酒量、飲酒後の経過時間、睡眠状況、体調などを、ドライバーが申し出るよう指導を徹底する必要があります。



● 休憩時や仮眠前の飲酒の禁止

走行中はもちろんですが、休憩時や仮眠前の飲酒も厳禁とします。

特に、仮眠前は寝付きをよくするために酒を飲むドライバーも見られますが、仮眠前の飲酒は、酒気帯び運転の大きな原因となるだけでなく、それが習慣化すると、いわゆる「アルコール依存症」につながる危険もありますから、たとえ少量でも仮眠前に酒は飲まないよう指導を徹底する必要があります。



～事業者の対策事例～

● 飲酒運転防止対策事例

トラック運送事業者が実施している飲酒運転防止対策の主なものをあげてみると、次のようになります。

- 管理者によるパトロール指導の実施
(休憩地点や中継地点において服務状況を確認)
- 運転室内の点検
(運転室内の点検では、室内の整理整頓も含めて、酒類の缶やビンがないかどうかをチェック)
- ドライバー研修会等での指導
- 運転記録証明書の取得による事故歴・違反歴のチェック
- 手紙・チラシ等による従業員の家族への呼びかけ



● アルコールが検知されれば程度を問わず乗務禁止!

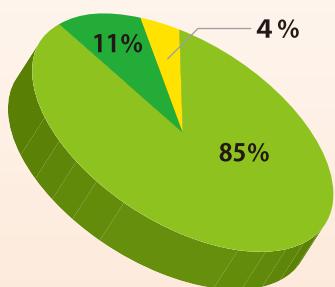
アルコール検知器でアルコールが検知されたときは、罰則の基準未満（呼気中アルコール濃度 $0.15\text{mg}/\ell$ 未満）であっても、必ず乗務禁止とします。

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する呼気中のアルコール濃度 $0.15\text{mg}/\ell$ であるか否かを問わないという点に留意する必要があります。（罰則基準未満でも、酒気があれば道路交通法第65条第1項による「酒気帯び運転」となり違反行為です。）

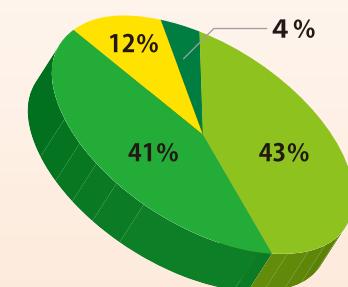
● アルコール検知器使用等の実態

平成22年5月 アルコール検知器使用等の実態調査結果（全日本トラック協会実施）

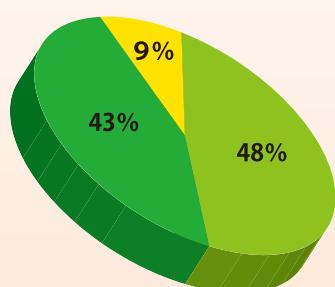
● アルコール検知器の備え付け



● 呼気中にアルコール反応があった場合



● 導入アルコール検知器のタイプ



■全ての営業所

■一部の営業所

■現時点では備え付けていない

■アルコール濃度にかかわらず一日乗車させない

■一定の時間において再度チェックし、反応がなければ乗車させる

■社内基準、自社の判断基準により、乗務の可否を決定する

■その他

■簡易タイプ

■設置タイプ

■不明

貨物自動車運送事業輸送安全規則等の改正（抜粋）

平成22年4月28日施行



新設

酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。



改正

点呼時、運転者に報告を求める事項

- 疾病、疲労、飲酒等 → 酒気帯びの有無、疾病、疲労等



改正

運行管理者の補助者の資格

- 国土交通大臣が認定する講習を修了した者 → 運行管理者資格者証（貨物自動車運送事業法及び道路運送法による運行管理者資格者証）を有する者又は国土交通大臣が認定する講習を修了した者



新設

「酒気を帯びた状態」とは、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度 $0.3\text{mg}/\text{ml}$ 又は呼気中のアルコール濃度 $0.15\text{mg}/\ell$ 以上であるか否かを問わないものである。



改正

運行管理者は他の営業所の運行管理者を兼務することができない。→ 運行管理者は他の営業所の運行管理者又は補助者を兼務することはできない。



新設

補助者の選任については、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。ただし、その場合には、各営業所において、運行管理規程に運行管理体制等について明記すること。



新設

補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

- イ 運転者が酒気を帯びている
- ロ 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない
- ハ 無免許運転、大型自動車等無資格運転
- ニ 過積載運行
- ホ 最高速度違反行為

平成23年4月1日施行

新設

アルコール検知器（国土交通大臣が告示で定めるもの）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

新設

（国土交通省告示第485号）
アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

新設

アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含むものとする。

新設

アルコール検知器は、当面、性能上の要件を問わないものとする。

新設

「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。

新設

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

- ① 毎日確認すべき事項
 - ア アルコール検知器の電源が確実に入ること。
 - イ アルコール検知器に損傷がないこと。
- ② 少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項
 - ア 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
 - イ アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること。

新設

電話で点呼をする場合には、携帯型アルコール検知器等を使用させ、測定結果を電話で報告されること。

改正

点呼記録簿の記録事項

「乗務前」

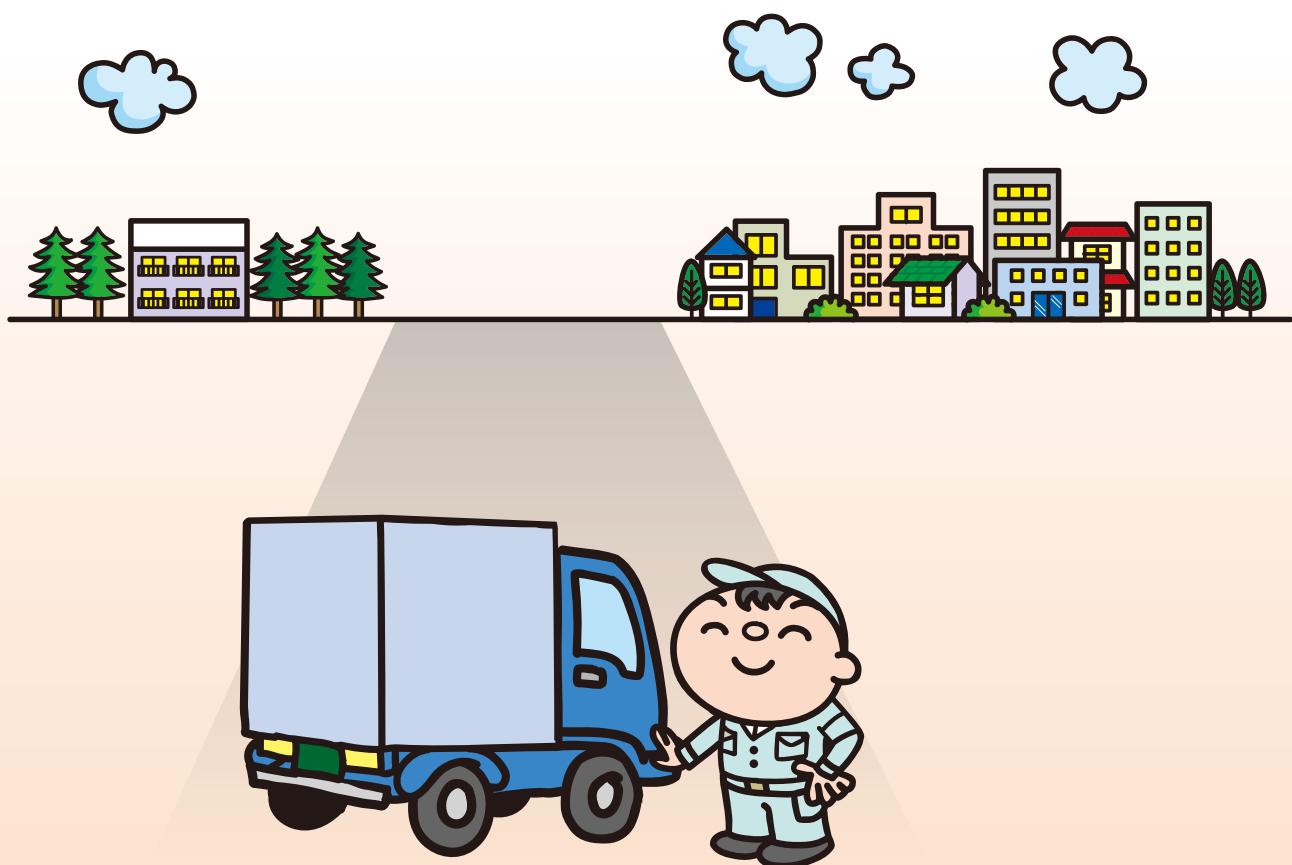
- 点呼方法（対面でない場合は具体的方法） → 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無及び対面でない場合は具体的方法）
- 運転者の疾病、疲労、飲酒等 → 酒気帯びの有無、疲労、飲酒等

「乗務途中」

- 点呼方法（対面でない場合は具体的方法） → 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無及び対面でない場合は具体的方法）
- 運転者の疾病、疲労、飲酒等 → 酒気帯びの有無、疲労、飲酒等

「乗務後」

- 点呼方法（対面でない場合は具体的方法） → 点呼方法（アルコール検知器の使用の有無及び対面でない場合は具体的方法）
- 酒気帯びの有無（新設）

新設

道路交通法（抜粋）

酒気帯び運転等の禁止

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

- 2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。
- 3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめではならない。
- 4 何人も、車両（トロリーバス及び道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のもののその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七条の二の二第四号及び第百十七条の三の二第二号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

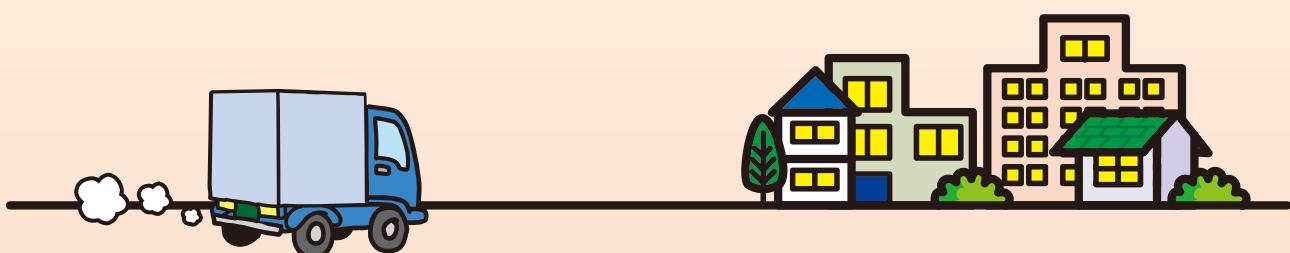
（罰則）

- | | |
|----------|---------------------------|
| 第一項については | 第百十七条の二第一号、第百十七条の二の二第一号 |
| 第二項については | 第百十七条の二第二号、第百十七条の二の二第二号 |
| 第三項については | 第百十七条の二の二第三号、第百十七条の三の二第一号 |
| 第四項については | 第百十七条の二の二第四号、第百十七条の三の二第二号 |

道路交通法施行令（抜粋）

アルコールの程度

第四十四条の三 法第百十七条の二の二第一号 の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。



作らない！ 売らない！ 使わない！



STOP!

不正軽油

不正軽油とは…？

軽油引取税の脱税を目的として、灯油や重油などを材料に用いて作られる不正な燃料です。

「不正軽油」の流通は、公平な課税の妨げとなるだけでなく、排気ガス中の有害物質の増加による大気汚染など、さまざまな問題を引き起こします。



※不正軽油を自動車の燃料として使用すると、自動車にも悪い影響を及ぼすことがあります。
(プレフィルターの目詰まり、分配型燃料噴射ポンプの摩耗など)

「不正軽油ホットライン」

不正軽油に関する情報の提供にご協力をお願いします。

TEL.0742-27-8371 (奈良県税務課調査係内)

- ◎灯油や重油などを自動車用燃料として製造、販売、使用しているようだ。
- ◎不審なタンクローリー車が出入りしているようだ。
- ◎著しく安い自動車用燃料の売り込みが来た。
- ◎購入した自動車用燃料の色や臭い、その燃料を使用した時の自動車の調子がおかしい。



奈良県・奈良県不正軽油対策協議会

適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間：平成22年4月～平成22年8月

(巡回計画数：131事業所 巡回実施数：88事業所)

(社)奈良県トラック協会

区分	重点	指導事項（☆印は靈柩事業者は除外する）	指導件数	(否)件数	指導件数ワースト10
I. 事業計画等	○ (1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	85	0		
	(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	85	2		
	○ (3) 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	85	1		
	(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	85	0		
	(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	85	0		
	(6) 届出事項に変更はないか。（役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等）	68	0		
	○ (7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	85	0		
	○ (8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	85	0		
II. 帳票類の整備、報告等	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	50	12		
	(2) 自動車事故報告書を提出しているか。	4	0		
	(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	85	24		
	(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	84	12		
	(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る。）	49	38	④	
III. 運行管理等	(1) 運行管理規程が定められているか。	85	13		
	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	84	3		
	(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	64	20		
	(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	85	7		
	○ (5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	80	36	⑥	
	○ ☆(6) 過積載による運送を行っていないか。	85	0		
	○ (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	85	48	②	
	○ (8) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	85	47	③	
	○ ☆(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	64	11		
	○ (10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	5	1		
	○ (11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	85	57	①	
	○ (12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	37	24		
	○ (13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	43	25	⑩	
IV. 車両管理等	(1) 整備管理規程が定められているか。	85	17		
	※(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。	84	9		
	(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	34	19		
	(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	85	31	⑧	
	○ (5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	85	37	⑤	
V. 労基法等	○ (1) 就業規則が制定され、届出されているか。	51	13		
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	80	36	⑥	
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか。（運転時間を除く）	85	5		
	○ (4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	75	24		
VI. 法定福利費	○ (1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。	79	23		
	○ (2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	80	28	⑨	

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型靈柩車がある靈柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である（道路運送車両法第50条）。

(社)奈良県トラック協会は、社会のニーズと信頼に応えていきます

当協会員の資格認定・認定取得状況

平成22年9月末日現在

グリーン経営	(交通エコロジー・モビリティ財団が認証する) 「環境保全」に配慮した企業経営	認証取得事業者 31事業所
安全性優良事業所	(社)全日本ラック協会が認定する) 「安全性」の高い事業所	認定事業所 92事業所
ISO9001	(国際標準化機構(ISO)が制定した、「品質を保証」し) 「顧客満足」を目指すシステム	認証取得事業者 37事業者
ISO14001	(国際標準化機構(ISO)が制定した、企業活動が 「環境に与える影響」を最小限度に改善していくシステム)	認証取得事業者 5事業者

「グリーン経営」認証取得事業所

株式会社愛和
乾重量株式会社
今西物流株式会社(田原本営業所)
株式会社エスライン奈良
和物流株式会社(本社営業所)
川端運輸株式会社(本社営業所)
株式会社川本力一ゴ
ジェイ・ネット株式会社
塙本運送株式会社(本社営業所)
株式会社辻本運送
株式会社都通
奈良共配センター有限会社
有限会社奈良サービス(本社営業所)
奈良三笠運輸株式会社(名阪営業所)
奈良郵便輸送株式会社(奈良営業所)
奈良郵便輸送株式会社(中和営業所)
株式会社日硝ハイウエー(奈良営業所)
日本通運株式会社(奈良警送支店)
ハウス物流サービス株式会社(本社営業所)
原口運輸商事株式会社
株式会社ハンナ
富士運輸株式会社(本社営業所)
正龜運送株式会社(本社営業所)
株式会社マサミチ(本社営業所)
丸長運送株式会社(奈良営業所)
ミュージックサービス株式会社(本社営業所)
名阪運輸株式会社
森田運送株式会社
株式会社森本毎乳舎(本社営業所)
株式会社山口商事
株式会社ヨシムラ(本社営業所)

「安全性優良事業所」認定取得事業所

愛知ミタ力運輸株式会社(奈良営業所)
株式会社愛和(本社営業所)
明日香運送株式会社(田原本営業所)
アトム運輸株式会社(奈良営業所)
株式会社荒木運輸(本社営業所)
池田運送店(本店営業所)
生駒電子物流有限会社(本社営業所)
乾重量株式会社(本社営業所)
今西物流株式会社(田原本営業所)
株式会社いわれ(本社営業所)
株式会社エスライン奈良(本社営業所)
岡本運送株式会社(本社営業所)
尾上運送株式会社(本社営業所)
株式会社角井運送(本社営業所)
川端運輸株式会社(本社営業所)
株式会社川本力一ゴ(本社営業所)
近畿福山通運株式会社(トラックターミナル)
株式会社KS LINE(本社営業所)
株式会社合通(奈良支店)
株式会社コダマサービス(大阪営業所)
株式会社サカイ引越センター(奈良支店)
佐川急便株式会社(御所店)
佐川急便株式会社(天理店)
佐川急便株式会社(奈良店)
三和運輸株式会社(本社営業所)
ジェイ・ネット株式会社(本社営業所)
滋賀センコー運輸整備株式会社(奈良営業所)

新日本輸送株式会社(中和支店)
西濃運輸株式会社(奈良支店)
西和物流株式会社(本社営業所)
センコー株式会社(奈良車輌営業所)
株式会社大紀(本社営業所)
大和物流株式会社(奈良営業所)
武澤運送株式会社(本社営業所)
立石運送株式会社(本社営業所)
タニハナ物流株式会社(本社営業所)
株式会社都祁運送(本店営業所)
有限会社テンソー(本社営業所)
トナミ運輸株式会社(奈良営業所)
奈相流通株式会社(本社営業所)
有限会社奈良池内通商(本社営業所)
奈良共配センター有限会社(本社営業所)
奈良県合同陸運株式会社(本社営業所)
奈良三笠運輸株式会社(名阪営業所)
奈良郵便輸送株式会社(奈良営業所)
奈良郵便輸送株式会社(中和営業所)
ニシキ運輸株式会社(本社営業所)
日進高田運送株式会社(本社営業所)
日通奈良運輸株式会社(橿原営業所)
新口運送店(大井孝益)(本店)
日本梶包運輸株式会社(本社営業所)
日本通運株式会社(奈良警送支店)
日本通運株式会社(奈良支店橿原営業支店)
日本通運株式会社(奈良自動車営業課)
ハウス物流サービス株式会社(関西支店)
原口運輸商事株式会社(本社営業所)
株式会社ハンナ(本社営業所)
福住運輸倉庫株式会社(福住営業所)
福住運輸倉庫株式会社(本社営業所)
富士運輸株式会社(本社営業所)
藤川運輸興業株式会社(本店営業所)
藤俊運輸株式会社(本社営業所)
間口陸運株式会社(奈良営業所)
誠運輸株式会社(本社営業所)
丸長運送株式会社(奈良営業所)
丸八運輸株式会社(本社営業所)
株式会社マルヨシ運輸倉庫(本社営業所)
水間急配株式会社(奈良営業所)
ミュージックサービス株式会社(本社営業所)
名阪運輸株式会社(本社営業所)
有限会社メンテナンス・コシバ(本社営業所)
森田運送株式会社(本社営業所)
株式会社森本毎乳舎(本社営業所)
八木日進運送株式会社(本社営業所)
株式会社山口商事(本社営業所)
やまと運輸株式会社(法隆寺営業所)
ヤマト運輸株式会社(秋篠寺宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(あすかの宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(生駒宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(柿本宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(橿原うねび宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(橿原耳成山宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(広陵宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(桜井宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(十津川宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(奈良みなみ宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(二上山宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(薬師寺宅急便センター)
ヤマト運輸株式会社(やまのべ宅急便センター)

ヤマト運輸株式会社(吉野大淀宅急便センター)
株式会社吉田運輸(本社営業所)
株式会社読宣運輸(奈良営業所)

「ISO9001」認証取得事業者

株式会社愛和
明日香運送株式会社
池田運送店
株式会社いわれ
株式会社川本力一ゴ
株式会社KS LINE
佐川急便株式会社
新日本輸送株式会社
大和陸運株式会社
株式会社辻本運送
辻本運輸株式会社
有限会社テユーケー
奈良共配センター有限会社
奈良低温株式会社
奈良三笠運輸株式会社
ニシキ運輸株式会社
日本通運株式会社
ハウス物流サービス株式会社
原口運輸商事株式会社
阪神不動産株式会社
株式会社ハンナ
有限会社ヴィクトリーエキスプレス
富士運輸株式会社
藤俊運輸株式会社
株式会社平和商運
誠運輸株式会社
丸嶋運送株式会社
丸太運輸株式会社
丸長運送株式会社
株式会社マルヨシ運輸倉庫
株式会社モリタトランスポーテ
株式会社森本毎乳舎
大和運送株式会社
吉川運輸株式会社

「ISO14001」認証取得事業者

大和物流株式会社
辻本運輸株式会社
奈相流通株式会社
日進高田運送株式会社
吉川運輸株式会社